

凡例
 :旧核燃料物質等の第二種廃棄物埋設に関する措置等に係る技術的細目を定める告示、
 旧核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則を踏襲した記載
 :下部要領類から保安規定に移行した記載

2020年3月23日

廃棄物受入基準の見直し(検査基準化)案および下部要領類との書き分けについて

技術基準(性能規定)		WAC検査基準化案(下線:確認時の押さえるところ、赤字:認可申請版からの変更点)	主な下部要領類記載事項	記載の考え方
第一号	液体状の放射性廃棄物又はイオン交換樹脂、焼却灰、フィルタスラッジその他の粉状若しくは粒状の放射性廃棄物若しくはこれらを成型した放射性廃棄物にあつては、容器に固型化してあること。	1.固型化の方法	-	・第一号の要件は「容器」に「固型化」(液体、粉体または粒体状廃棄物と混合して固まる材料を用いて固まり、固まっていること。容器については(2)、固型化は(1)で固まる材料、(3)~(5)で固まっていることを確認する。
		(1)固型化材料	放射線障害防止のため及び廃棄物埋設地に設置するまでの間に想定される最大の高さ(7m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、 事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。 次のいずれかであること。 ① JIS R 5210(1992)若しくはJIS R 5211(1992)に定めるセメント又はこれらと同等以上の 安定性及び圧縮強さを有するセメント 。 ② JIS K 2207(1990)に定める石油アスファルトで 針入度が100以下のもの又はこれと同等以上の品質を有するアスファルト 。 ③ スチレンに溶解した不飽和ポリエステル(以下「 不飽和ポリエステル樹脂 」)。 同等以上とみなせる歴代のJIS規格 同等以上とみなせる判断根拠	・旧告示の仕様規定をWACとして記載する。 ・JIS規格は産業標準化法に基づき管理された規格であるため信頼性は高く、性能は明確であることから、事業者でも基準と同等以上であることは判断可能と考え、下部要領類に記載する。
		(2)容器	(第六号に対応する検査基準参照)	第一号の技術基準では容器に対して性能要求はされていないため、WACは第六号の耐埋設荷重の要求に対応する基準を記載する。
		(3)一軸圧縮強度	セメントを用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、固型化された放射性廃棄物の 一軸圧縮強度が1,470kPa以上 であること。	・旧告示の仕様規定をWACとして記載する。 ・コンクリートの強度は一般的に用いられている測定手法があり、事業者でも適用の可否は判断可能と考え、下部要領類に記載する。
		(4)配合比	アスファルト又は不飽和ポリエステル樹脂を用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、 産業体中の固型化材料の重量が廃棄物の重量から容器の重量を差し引いた重量のそれぞれ50%以上又は30%以上となるようにすること。	・不飽和ポリエステル樹脂の硬さ値測定はJIS規格であり、産業標準化法に基づき管理された規格であるため信頼性は高く、性能は明確であることから、事業者でも適用の可否は判断可能と考え、下部要領類に記載する。
		(5)硬さ値	不飽和ポリエステル樹脂を用いて放射性廃棄物を固型化する場合は、固型化された放射性廃棄物の JISK7215に定める方法により測定した硬さ値が25以上 であること。	・一軸圧縮強度または硬さ値と、固型化物の品質の関連性については知識の伝承の観点から下部要領類に記載する。
		(6)練り混ぜ・混合	固型化にあつては、 試験等により固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料と放射性廃棄物を均質に練り混ぜ、又はあらかじめ均質に練り混ぜた固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料と放射性廃棄物を均一に混合できることが確認された固型化設備及び運転条件によって固型化してあること。	・旧告示の仕様規定をWACとして記載する。第一号の技術基準においては練り混ぜ・混合に関する要求はされていないが、事業許可申請書添付書類六に固型化材料及び廃棄物が「均質に練り混ぜ」、または「均一に混合されていることが廃棄体の仕様として記載されており、固型化設備と運転条件を規定した試験により確認がなされることからWACに記載する。 ・試験により確認された製作方法および固型化の品質を担保できることの根拠については知識の伝承の観点から下部要領類に記載する。
(7)有害な空けき	容器内に有害な空けき※が残らないようにすること。 ※ 上部空けきが体積で30%(固型化した廃棄物の上面から容器の蓋の下面までの長さが約25cm)を超えないこと。	上部空隙の基準の根拠 測定方法の具体例	・旧告示の仕様規定をWACとして記載する。第一号の技術基準においては有害な空隙に関する要求はされていないが、事業許可申請書添付書類六に「有害な空隙が残らないこと」が廃棄体の仕様として記載されていることからWACに記載する。 ・有害な空隙の定義を明確にしておく必要があることから「廃棄物確認に関する運用要領」(以下、内規)に記載された上部空隙体積を押さえることとして格上げ、WACに記載する。 ・上部空隙の基準の根拠については知識の伝承の観点から下部要領類に記載する。 ・上部空隙の測定方法は一般的に用いられている測定手法があり、事業者でも適用の可否は判断可能と考え、下部要領類に記載する。	
第二号	固体状の放射性廃棄物(前号に掲げるものを除く。)にあつては、容器に封入し、又は固型化してあること。	1.固型化の方法	-	・第二号の要件は「容器」に「封入」または「固型化」(固体状廃棄物を取り込んで固められる材料を用いてること)とされていること。容器については(2)、固型化は(1)で固められる材料であることを確認する。
		(1)固型化材料	放射線障害防止のため、埋設の終了までの間に受けるおそれのある荷重(1tonの廃棄体を9段積みで定置した際に吊り荷重が加わった場合の荷重)に耐える強度を有するよう及び廃棄物埋設地に設置するまでの間に想定される最大の高さ(8m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、 事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に封入し、又は容器に固型化してあること。 JIS R 5210(1992)若しくはJIS R 5211(1992)に定めるセメント又はこれらと同等以上の 安定性及び圧縮強さを有するセメント であること。 同等以上とみなせる歴代のJIS規格 同等以上とみなせる判断根拠	・旧告示の仕様規定をWACとして記載する。 ・JIS規格は産業標準化法に基づき管理された規格であるため信頼性は高く、性能は明確であることから、事業者でも基準と同等以上であることは判断可能と考え、下部要領類に記載する。
		(2)容器	(第六号に対応する検査基準参照)	第一号の技術基準では容器に対して性能要求はされていないため、第六号で要求される耐埋設荷重、第七号の落下時の飛散量の要求に対応する基準を記載する。
		(3)固型化方法	試験等により均質に練り混ぜられることが確認された固型化設備及び運転条件によってあらかじめ固型化材料若しくは固型化材料及び混和材料が練り混ぜられてあること及び試験等により容器内の放射性廃棄物と一体となるように充てんできていることが確認された方法によって固型化してあること。 試験により確認された製作方法および固型化の品質を担保できることの根拠	・旧告示の仕様規定をWACとして記載する。第一号の技術基準においては練り混ぜ・充填に関する要求はされていないが、事業許可申請書添付書類六に均質に練り混ぜた固型化材料及び廃棄物と「一体となるように充てん」されていることが廃棄体の仕様として書かれていることから、均質に練り混ぜ・一体的に充填する方式を押さえようとしてWACに記載する。 ・試験により確認された製作方法および固型化の品質を担保できることの根拠については知識の伝承の観点から下部要領類に記載する。
(4)有害な空けき	容器内に有害な空けき※が残らないようにすること。 ※ 上部空けきが体積で10%(充てん面から容器の蓋の下面までの長さが約8cm)を超えないこと。	上部空隙の基準の根拠	・旧告示の仕様規定をWACとして記載する。第一号の技術基準においては有害な空隙に関する要求はされていないが、事業許可申請書添付書類六に「有害な空隙が残らないこと」が廃棄体の仕様として記載されていることからWACに記載する。 ・有害な空隙の定義を明確にしておく必要があることから「廃棄物確認に関する運用要領」(以下、内規)に記載された上部空隙体積を押さえることとして格上げ、WACに記載する。 ・上部空隙の基準の根拠については知識の伝承の観点から下部要領類に記載する。	
第三号	放射能濃度が許可申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。	2.最大放射能濃度	-	-
		1号	次のいずれかの方法により、 受入れ時の放射能濃度が別表2の3に示す1号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことを確認されたものであること。 ①スケーリングファクタ法 ②平均放射能濃度法 ③非破壊外部測定法 ④理論計算法 ⑤原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。 スケーリングファクタ及び平均放射能濃度の適用範囲、スクリーニングレベル及びスケーリングファクタ等の継続使用の確認方法	・放射能濃度は放射線防護上重要な仕様であり、決定手法については従来より規制側と事業者側で検討してきた経緯もあることからWACとして記載する。 ・測定手法、各手法に用いる数値については押さえようとしてWACに記載する。 ・適用範囲等、付随する条件については従来の運用を継続して事業者の管理で対応可能と考え、下部要領類に記載する。
2号	次のいずれかの方法により、 受入れ時の放射能濃度が別表2の3に示す2号廃棄体の最大放射能濃度を超えないことを確認されたものであること。 ①スケーリングファクタ法 ②平均放射能濃度法 ③非破壊外部測定法 ④理論計算法 ⑤原廃棄物分析法 スケーリングファクタ等については別紙のとおりとする。			

第四号	表面の放射性物質の密度が、第十四条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないこと。	3.表面密度限度	表面の放射性物質の密度が次の値を超えないこと。 (1)アルファ線を放出する放射性物質、0.4Ba/cm ² (2)アルファ線を放出しない放射性物質、4Ba/cm ²	測定方法の具体例(スマア測定: β γ のみ)	・技術基準が明確であることから、規則の裏返しをWACとして記載する。 ・廃棄物確認のために表面密度限度の値が示されている必要があることから、内規に記載してある値(検査指示に定められた値の1/10)を押さえどころとしてWACとして記載する。 ・表面汚染の測定方法は実質スマア法一択であり、発電所での実績が十分あることから事業者による管理で良いと考え、下部要領類に記載する。
第五号	廃棄物埋設地に設置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないものであること。	4.健全性を損なうおそれのある物質	廃棄物埋設地に設置するまでの間に健全性を損なうおそれのある、以下の物質を含まないものであること。 (1)揮発性の物質又は水と接触したときに爆発的に反応する物質 (2)揮発性の物質 (3)自然発火性の物質 (4)廃棄体を著しく腐食させる物質 (5)多量にガスを発生させる物質	健全性を損なうおそれのある物質の定義の考え方 廃棄物固化処理系に混入する可能性が低い根拠	・旧技術基準の裏返しをWACとして記載する。 ・廃棄物確認のために健全性を損なうおそれのある物質が示されている必要があることから、内規に記載してある該当物質を押さえどころとしてWACとして記載する。 ・健全性を損なうおそれのある物質の定義の考え方、それらが廃棄物に混入する可能性が低いことの根拠については知識の伝承の観点から下部要領類に記載する。 ・実際に確認する廃棄体製作時の工程管理の状況については廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質が混入していないことの裏付けであり、発電所の実情に合わせて事業者で決定してよいと考え、下部要領類に記載する。
第六号	埋設の終了までの間において受けるおそれのある荷重(0.5tonの廃棄体を9段積みで定置した際に吊り具荷重が増った場合の荷重)に耐える強度を有するよう、	1.固型化の方法	-	-	-
		1号	埋設の終了までの間において受けるおそれのある荷重(0.5tonの廃棄体を9段積みで定置した際に吊り具荷重が増った場合の荷重)に耐える強度を有するよう、	容器を確認することで良いとする根拠: 埋設の終了するまでの間に、廃棄体を積積み方式により定置した場合に依積み定置完了後の最下段の廃棄体を受ける荷重が最大荷重であり、その最大荷重を想定し、容器と収納する廃棄物との組合せによる試験が実施され、耐えられる強度と密封性を有することが確認されている。したがって試験に使用した廃棄体と同様に製作された廃棄体について荷重に耐える強度があると判断できるため容器の確認をすることにより担保される。	・1号廃棄体の耐設置荷重は、定置時の荷重に対して廃棄体容器で担保していることから、定置時の荷重の想定条件を押さえどころとしてWACに記載する。 ・1.固型化の方法1のうち、「容器」に関する基準を確認することで良いとする根拠は知識伝承の観点から下部要領類に記載する。
		(2)容器	JIS1600(1993)に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。	同等以上とみなせる歴代のJIS規格 同等以上とみなせる判断根拠	・旧告示の仕様規定をWACとして記載する。 ・廃棄体容器に要求される品質として耐設置荷重の観点から「強度」、事業運営上埋設施設において汚染を発生させない必要があることから「密封性」を押さえどころとした。 ・JIS規格は産業標準化法に基づき管理された規格であるため信頼度は高く、性能は明確であることから、事業者でも基準と同等以上であることは判断可能と考え、下部要領類に記載する。
		2号	放射線障害防止のため、埋設の終了までの間において受けるおそれのある荷重(1tonの廃棄体を9段積みで定置した際に吊り具荷重が増った場合の荷重)に耐える強度を有するよう及び廃棄物埋設地に設置するまでの間に想定される最大の高さ(8m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、並びに放射線障害防止のため、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に封入し、又は容器に固型化してあること。	容器および固型化の方法を確認することで良いとする根拠: 埋設の終了するまでの間に、廃棄体を積積み方式により定置した場合に依積み定置完了後の最下段の廃棄体を受ける荷重が最大荷重であり、その最大荷重を想定し、容器と収納する廃棄物との組合せによる試験が実施され、耐えられる強度と密封性を有することが確認されている。したがって試験に使用した廃棄体と同様に製作された廃棄体について荷重に耐える強度があると判断できるため固型化の方法の確認をすることにより担保される。	・2号廃棄体の耐設置荷重は、定置時の荷重に対して容器に収納する廃棄物との組み合わせに応じた固型化方法で担保していることから、定置時の荷重の想定条件を押さえどころとして記載したうえで、容器については(2)の、廃棄物との組み合わせに応じた固型化方法は(3)で確認する。 ・1.固型化の方法1のうち、「容器」および「固型化方法」を確認することで良いとする根拠は知識伝承の観点から下部要領類に記載する。
		(2)容器	JIS1600(1993)に定める金属製容器又はこれと同等以上の強度及び密封性を有するものであること。	同等以上とみなせる歴代のJIS規格 同等以上とみなせる判断根拠	・旧告示の仕様規定をWACとして記載する。 ・廃棄体容器に要求される品質として耐設置荷重の観点から「強度」、事業運営上埋設施設において汚染を発生させない必要があることから「密封性」を押さえどころとした。 ・JIS規格は産業標準化法に基づき管理された規格であるため信頼度は高く、性能は明確であることから、事業者でも基準と同等以上であることは判断可能と考え、下部要領類に記載する。
		(3)固型化方法	並びに、廃棄物自体の強度が低い廃棄体は、廃棄物と容器との隙間を30mm以上確保してあること。	内張りが30mm以上で問題ないことの根拠	・廃棄物自体の強度が高い場合には「均質に練り混ぜた」固型化材料が廃棄物と一体となるように「充てん」されているだけで良いが、強度が低い場合には内張りが必要となることから内張りの基準を押さえどころとしてCWACに記載する。 ・内張りが30mm以上で問題ないことの根拠は知識伝承の観点から下部要領類に記載する。
第七号	廃棄物埋設地に設置するまでの間に想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少ないこと。	1.固型化の方法	-	-	-
		1号	放射線障害防止のため及び廃棄物埋設地に設置するまでの間に想定される最大の高さ(7m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。	固型化の方法を確認することで良いとする根拠: 最大高さ(7m)からの落下による衝撃により飛散する放射性物質の量が、本施設の最大放射能濃度(0.5ton×10 ⁻⁵ を乗じた量より少ないこと)については、電共研「雑体廃棄物の型式設定・評価に関する研究」(平成7年度)において、2号廃棄体の試験結果を踏まえ、1号廃棄体(重量:500kg以下)取り扱い時における最大吊り上げ高さは7mであり、その高さから落下した場合の衝撃荷重は、2号廃棄体の試験と同等かそれ以下であることから、1号廃棄体落下時における飛散率についても、申請書飛散率条件を超えないと想定される。したがって落下衝撃試験に使用した廃棄体と同様に製作された廃棄体については、飛散率0.5×10 ⁻⁵ を超えることはなく、固型化の方法の確認をすることにより担保される。	・落下試験は1号廃棄体を対象としたものであるが、廃棄体重量と想定される落下高さから1号廃棄体の方が落下時の衝撃荷重は2号以下となると考えられる。最大高さの想定条件(2号より低いこと)を押さえどころとして記載したうえで、第七号の要件は1.固型化の方法1全体で確認する。 ・1.固型化の方法1を確認することで良いとする根拠は知識伝承の観点から下部要領類に記載する。
		2号	放射線障害防止のため、埋設の終了までの間において受けるおそれのある荷重(1tonの廃棄体を9段積みで定置した際に吊り具荷重が増った場合の荷重)に耐える強度を有するよう及び廃棄物埋設地に設置するまでの間に想定される最大の高さ(8m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に封入し、又は容器に固型化してあること。	固型化の方法を確認することで良いとする根拠: 最大高さ(8m)からの落下による衝撃により飛散する放射性物質の量が、本施設の最大放射能濃度(1ton×10 ⁻⁵ を乗じた量より少ないこと)については、電共研「雑体廃棄物の型式設定・評価に関する研究」(平成7年度)においては、廃棄物埋設施設において想定される最大吊り上げ高さ(8m)から廃棄体1本を落下させて試験を行っており、その結果、漏出率は最大で6.4×10 ⁻⁷ である。したがって落下衝撃試験に使用した廃棄体と同様に製作された廃棄体については、飛散率1×10 ⁻⁵ を超えることはなく、固型化の方法の確認をすることにより担保される。	・実際に埋設される廃棄体と同様の製作方法で容器に固型化された試験体を用いて、8mから落下させた試験では、廃棄物の収納状態に依らず落下時の漏出率は極めて小さいといえる結果であったことから、最大高さの想定条件を押さえどころとして記載したうえで、第七号の要件は1.固型化の方法1全体で確認する。 ・1.固型化の方法1を確認することで良いとする根拠は知識伝承の観点から下部要領類に記載する。
		9.廃棄体重量	-	-	-
		1号	0.5ton/本を超えないこと。	測定記録により確認する。	・落下試験の結果では廃棄体重量と漏出率の相関関係はないが、落下時の衝撃荷重が試験条件から大きく逸脱することが無いよう、廃棄体の最大重量を押さえどころとしてCWACに記載する。
		2号	1ton/本を超えないこと。		・現在申請中の事業変更許可がおりた以降は、許可事項としてWACに記載する。
第八号	容易に消えない方法により、廃棄体の表面の目につかずやい箇所に、放射性物質を示す標識を付け、及び当該廃棄体に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置が講じられていること。	6.放射性廃棄物を示す標識、整理番号の表示	放射性廃棄物を示す標識及び当該廃棄体に関して廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)に記載された事項と照合できる整理番号が、容易に消えない材料又は剥がれにくいステッカーで表示してあること。	目視確認時のポイント: (1)放射性廃棄物を示す標識が、廃棄物確認の間だけでなく、定置作業が終了するまでの間、表示され続けていること。 (2)JIS 2 9103の基準に定める赤系の三葉マークであること。 (3)中心部の円は欠けていないこと。 (4)三葉マークの部分は、放射線がそれらが、裏の縦方向又は(半径)方向に概ね半分以下欠けていないこと。 (5)廃棄物埋設確認申請書(廃棄体用)に記載された事項と照合できるような整理番号を表示すること。 (6)整理番号の材質は、「キヤートコート紙」または「ユポ紙」を使用し、印字方式は、「熱転写方式」または「インクジェット方式」を採用していること。 (7)「放射性廃棄物」を示す標識は、塗料で容器に直接表示され、塗面に浮きや剥がれがないことを確認する。 (8)読み取り可能なこと。	・標識および整理番号について、目視で確認する際に「容易に消えない」ことの判断基準を示す必要があることから、容易に消えない塗料又は剥がれにくいステッカーで表示されていることを押さえどころとしてCWACに記載する。 ・標識(三葉マーク)の要件はJIS規格で定められており、基準は明確であることから、事業者でも基準に適合していることは判断可能と考え、下部要領類に記載する。 ・整理番号の貼り付け方法は一般的な印刷技術や製品を用いることができ、事業者でも基準に適合していることは判断可能と考え、下部要領類に記載する。
第九号	前各号に定めるもののほか、許可申請書等に記載したものであること。		事業変更許可後に以下のものが許可整合項目となる。 ・経過期間6ヶ月 ・表面線量10mSv/h ・上部空隙30% ・最大重量(1号0.5ton、2号1.0ton) ・均質な練り混ぜ、均一に混合(1号) ・均質な練り混ぜ、一体となるよう充填(2号)		
審査基準	廃棄物の種類	1.固型化の方法			
		1号	放射線障害防止のため及び廃棄物埋設地に設置するまでの間に想定される最大の高さ(7m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に固型化してあること。		
		2号	放射線障害防止のため、埋設の終了までの間において受けるおそれのある荷重(1tonの廃棄体を9段積みで定置した際に吊り具荷重が増った場合の荷重)に耐える強度を有するよう及び廃棄物埋設地に設置するまでの間に想定される最大の高さ(8m)からの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少なくなるよう、事業許可において廃棄を許可された放射性廃棄物を以下に定める方法により容器に封入し、又は容器に固型化してあること。		・保安規定審査基準で要求されている「廃棄物の種類」について、事業者として担保すべきは「事業許可において廃棄を許可されたものであること」から、押さえどころとしてWACにその旨記載する。

自主	著しい破損	5.著しい破損	以下の著しい破損がないこと。	-	・旧技術基準の裏返しをWACとして記載する。	
		1号	(1)廃棄体から廃棄物が漏えい又は露出 (2)廃棄体の表面の劣化 (3)廃棄体の運搬上支障がある容器の変形※ ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形	「著しい破損」の判断基準の詳細説明、根拠 上記に加え、補修廃棄体の場合の確認方法	・著しい破損の判断基準を示す必要があることから、内規に準拠した判断基準をWACに格上げし、変形については弊社の設備で取扱いができることを押さえることとしてWACに記載する。 ・判断基準の詳細説明や根拠は知識の伝承の観点から下部要領類に記載する。	
	2号	(1)廃棄体から固型化材料等が露出 (2)廃棄体の表面の劣化 (3)廃棄体の運搬上支障がある容器の変形※ ※廃棄体取扱い設備での取扱いができない変形	「著しい破損」の判断基準の詳細説明、根拠			
	固型化後の経過期間	7.固型化後の経過期間	-	-	-	・短半減期核種の減衰に必要な6ヶ月以上経過していることを押さえることとしてWACに記載する。
		1号	受入れ時までに固型化後6ヶ月以上経過していること。(本施設で発生した廃棄体はこの限りでない。)	-	-	
			2号	受入れ時までに発生後6ヶ月以上経過していること。(本施設で発生した廃棄体はこの限りでない。)	-	-
表面線量率	8.表面線量当量率	10mSv/hを超えないこと。	-	-	・施設設計上の線量条件として10mSv/hを超えないことを満足する必要があることから押さえることとしてWACに記載する。	